

# 7月7日は 参議院 選挙の投票日

||||| 選びぬけ悔いなく6年まかす人 |||||

よく見・よく聞き・よく選べ



発行所 宇治市役所  
京都府宇治市宇治東三丁目33番3号  
印刷所 KK 新 准 堂  
市の住民登録人口 (43年5月末日現在)  
世帯数 24,936世帯  
人口 89,918人  
男 45,931人  
女 43,987人  
外人登録人口 1,400人  
43年5月市人口の動き  
出生187人 死亡48人  
結婚184組 離婚6組  
市の面積  
67.29 平方キロメートル

投票日には  
サイレンを吹鳴  
します  
午前7時・正午  
午後3時・5時

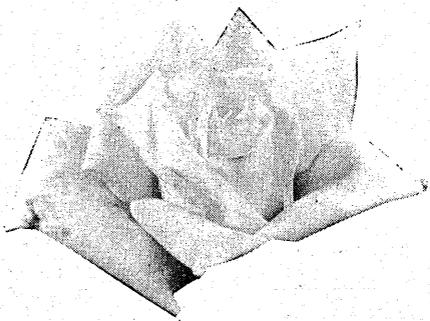
## 投票は午前七時から 夕方六時まで

十七・十八日は五時で終了

七月七日の第八回参議院議員選挙(以下、日原浩也市長に賛同し、開選しての選挙)の投票日が間近迫りました。この選挙は、国民生活にも大きな影響を及ぼすものと見られております。投票は、衆議院とともに国民の意志を代表する重要な選挙活動であります。その責任は、選挙権を有する国民の皆さんにあります。投票は、選挙権を有する国民の皆さんが、自分の意志を表明し、自分の意志を代弁する重要な選挙活動であります。その責任は、選挙権を有する国民の皆さんにあります。投票は、選挙権を有する国民の皆さんが、自分の意志を表明し、自分の意志を代弁する重要な選挙活動であります。その責任は、選挙権を有する国民の皆さんにあります。

### 自分の意志で投票

有権者のひとりひとりが、今回いかに慎重に投票しようとするか、七月七日の投票は、午前七時から午後六時までの間に、市内二十四カ所の投票所で行なわれます。投票は、選挙権を有する国民の皆さんが、自分の意志を表明し、自分の意志を代弁する重要な選挙活動であります。その責任は、選挙権を有する国民の皆さんにあります。投票は、選挙権を有する国民の皆さんが、自分の意志を表明し、自分の意志を代弁する重要な選挙活動であります。その責任は、選挙権を有する国民の皆さんにあります。



白いバラは明るく正しい  
選挙のシンボルです

宇治市選挙管理委員会  
明るい正しい選挙宇治市推進協議会

### 明るい正しい選挙三つの誓い

わたしたちは、みんな投票します。  
わたしたちは、自分の真実の意志を表明します。  
わたしたちは、有為有能な立派な人を選びます。

### 不在者投票は六日まで

七月七日の投票日の日、出張する場合は、七月六日(投票日の前日)まで午前八時三十分から午後五時(日曜日)まで投票することができます。不在者投票は、七月六日(投票日の前日)まで午前八時三十分から午後五時(日曜日)まで投票することができます。不在者投票は、七月六日(投票日の前日)まで午前八時三十分から午後五時(日曜日)まで投票することができます。不在者投票は、七月六日(投票日の前日)まで午前八時三十分から午後五時(日曜日)まで投票することができます。

### 投票用紙は

全国区は赤刷  
地方区は黒刷

まちがって投票しないよう  
にご注意ください

### 投票所は 次のところですよ

投票区	投票の場所	施設の名前
24	宇治東内二の二	川東公民館
23	宇治矢落六の一	宇治中学校体育館
22	宇治妙楽二二八の一	菟道幼稚園遊戯室
21	宇治一番一四三	宇治保国所遊戯室
20	神明宮東四の三	神明公民館
19	白川川上り谷五二の二	白川公民館
18	横島町北内五	横島幼稚園
17	横島町一ノ坪一六の一	巨椋池土地改良事務所
16	小倉町寺内三	小倉公民館
15	伊勢田町毛呂六〇	伊勢田公民館
14	開町一三	開町公民館
13	広野町西東九四	広野公民館
12	木幡東中四七の二の三	木幡公民館
11	五ヶ庄三番割二七	宇治小学校講堂
10	志津川南組三	志津川公民館
9	志津川南組三	志津川公民館
8	西笠取石原二二	並取第二小学校講堂
7	炭山直谷三	並取第一小学校講堂
6	大久保町北ノ山一〇七	且椋公民館
5	小倉町西畑二	小倉小学校音楽教室
4	六地藏二丁目一合	六地藏公民館
3	宇治里尻七一の九	宇治労働センター
2	宇治町中島一	大久保小学校体育館
1	小倉町南堀池一〇五	私立小倉幼稚園遊戯室

### 今月の出張徴収

- 七月二十八日(日)  
且椋公民館・広野公民館  
伊勢田公民館・開公民館
- 七月二十九日(月)  
木幡公民館・市民課東宇治分室
- 七月三十日(火)  
川東公民館・神明公民館

今月は、固定資産税二期分・国保税二期分の納期月です。

### 心配ごと相談

#### 定例相談

- 七月 九日 井上 水吉 宮城 敏夫
- 七月 十六日 田中 定助 山崎 政榮
- 七月 二十三日 金井金一郎 松山 まき
- 七月 三十日 平岡 舜一 前川 雲雅

#### 無料法律相談

七月 十八日 芥 深 田中 定助  
(以上いずれも川東公民館で午後一時から四時まで)

#### 家庭問題相談

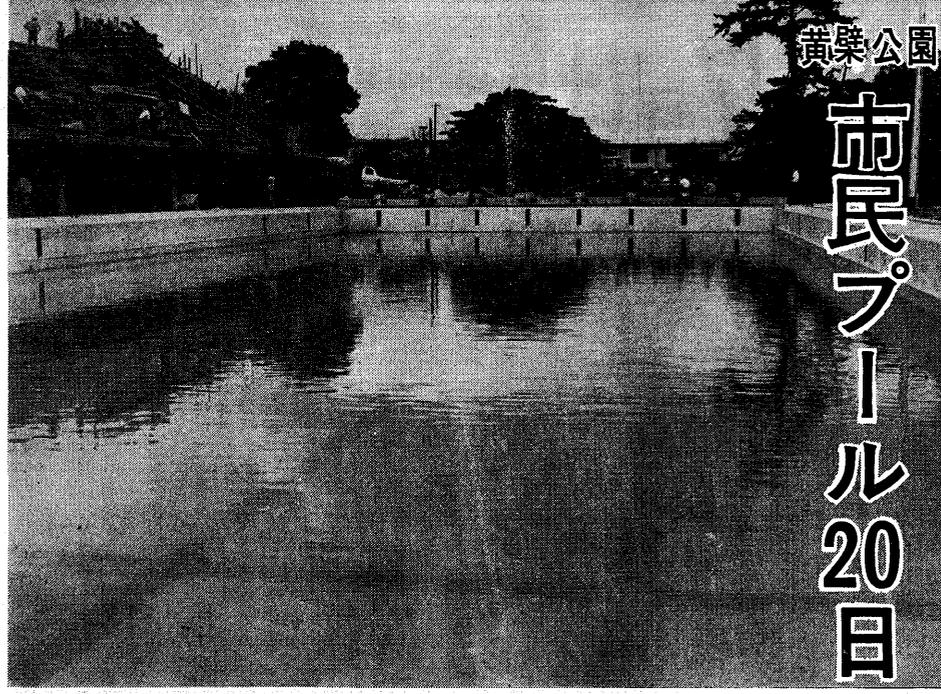
七月 十日 家庭裁判所 松岡真太郎  
(川東公民館で午前十時から午後四時まで)

#### 地区相談

- 七月 九日  
東宇治町松岡民生委員宅  
村上 一之・松岡真太郎・林 千賀
  - 宇治川東公民館
  - 林 栄一・中西 かね・服部 清寿
  - 小倉小倉公民館
  - 池本辰之助・辻 益三・西川 益造
  - 大久保小倉公民館
  - 森 藤五郎・田島 のぶ・岡田 安信
  - 横島西山民生委員宅
  - 西山 旨雄・江口四郎一・岡田小夜子
- 以上いずれも七月九日、午後七時から九時まで

黄葉公園

市民プール20日からオープン



夏を涼しく健康に

五ヶ庄三番割の黄葉公園に建設中の市民プールは、ほとんど完成し、きたる7月20日から一般開放できるよう、いま最後の仕上げを急いでいます。7月19日には、プール開きの式典を行ない、20

日午前10時から一般に開放します。——さあ市民のみなさん、老いも若きも市民プールで夏の暑さを忘れてください。プールが体力づくりをお約束します。

プールの使用時間

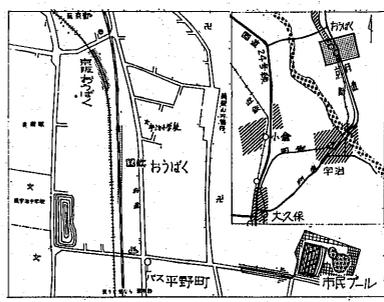
7月20日～7月24日  
午前10時～午後5時

夜間開放は25日から

7月25日～9月1日 (夜間開放は8月20日までの予定)  
午前10時～午後5時  
午後6時～午後8時

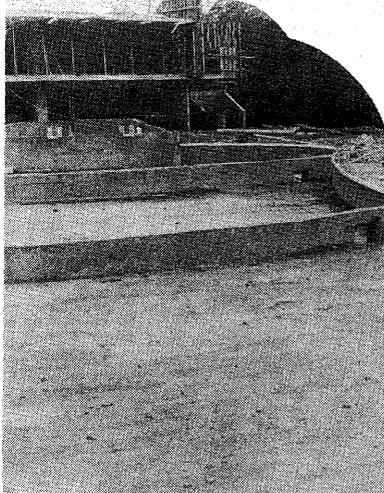
(中学生以下は、夜間の入場はできません。また夜間開放中は二交替入替制です。)

黄葉公園市民プールは、競投用(年齢別)と初級用の二つ、総上層は、約一水泳は六千五百坪、三月一日に着工しました。競投用プール(総面積五、六〇〇坪)は、一、〇〇〇平方メートル、長さ五〇メートル、幅二〇メートルの二つに、水深一・三メートルから一・四メートルで八コースを設けているのが特徴です。これは高級公認プールのです。プールもついでに、こまめな清掃設備と付随設備として競投用プールには約七〇〇平方メートル、幼児用プールの水は二平方メートルの二つの形で、所定があります。それらのプールは、いつも清潔な水が流れ噴水がついて、水が冷える一ルには浄化設備を備え、いまも慎重な水が流れていきます。



使用についての心得

- 1 プール入場者は、入口ゲートで料金を入場し、入場後、次の注意事項をお読み下さい。
- 2 (次の各条の二)に該当する者は入場出来ません。
- 3 呼吸器、若しくは心臓に疾患のある者、脚気、下痢等の腫瘍のある者
- 4 急性の疾患のある者
- 5 精神異常のある者
- 6 酒気を帯びた者
- 7 保護者の付添いのない幼児
- 8 動物を携帯する者
- 9 危険物を所持する者
- 10 入場した者は、持ち物をかかないこと
- 11 入水前、シャワーを身体を洗うこと
- 12 水泳着を着用すること
- 13 水をしぼり、不潔な行為をしないこと
- 14 許可を得ないで伝言や函行をしないこと
- 15 許可を得ないで市民プールに特別の設備を搬入しないこと
- 16 他人のめいわをかける行為をしないこと
- 17 指定域外に立ち入らないこと
- 18 係員の指示する事項に従うこと
- 19 係員の指示する事項に従うこと
- 20 係員の指示する事項に従うこと
- 21 係員の指示する事項に従うこと
- 22 係員の指示する事項に従うこと
- 23 係員の指示する事項に従うこと
- 24 係員の指示する事項に従うこと
- 25 係員の指示する事項に従うこと
- 26 係員の指示する事項に従うこと
- 27 係員の指示する事項に従うこと
- 28 係員の指示する事項に従うこと
- 29 係員の指示する事項に従うこと
- 30 係員の指示する事項に従うこと



児童用プールも完成を急いでいる

お問い合わせは 管理事務所へ

プールの管理は、野球場、テニスコート、バレーボールコートと同じく、市民会館が取りまします。プール完成と同時に、入口に公団全体の管理事務所を設けていますので、プールの使用については、市民会館管理事務所にお問い合わせ下さい。

管理事務所の 電話は五八〇八番です。

結婚相談所を「利用下さい」

相談所の利用で幸福な家庭が生まれています。 水日 毎週土曜日午後一時から 水場 所 川東公民館 希望者は本人の写真と申込料百円を添えてお申込み下さい (宇治市連合婦人会)

催しや集会に……… 市民会館をご利用ください

(使用申込は5日前までに) 電話 4048・2804

無料法律相談

土地や家屋の明渡し、相続、金銭の貸借など、日常生活の法律問題に困っておられる方も多くあります。 宇治市では、社会福祉協議会、宇治市公民館、立命館大学学生法律相談部の共催で、無料法律相談所を開設します。日ごろの悩みごとをご遠慮なくもちよってください。 日時 七月十四日(日) 午前七時～午後二時半 会場 市民会館大会議室

相談内容

- 財産法 金銭貸借・損害賠償
  - 身分法 結婚・離婚・相続
  - 借地借家法 家屋土地明渡し・賃料
  - 商法 手形・小切手・会社
  - 公法 農地、土地収用・交通事故
- その他刑事事件を除く法律問題について相談します。



